週刊住宅
2021年（令和3年）7月5日号
NO. 2965　（毎週月曜日発行）
年ぎめ購読料 18,164円本体・送料込み（税込み19,980円）
発行所　株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ　代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

160

「遺産分割の取り消し」

民法改正で錯誤の規定変更

表示上と動機に要件を分別など

【質問】 父のデギンさんが亡くなった。その子であるギレンさん、キシリアさん、ドズルさん、ガルマさんの4兄弟で遺産分割協議を行った。

兄弟は、デギンさんの預金が3000万円しかないと思って遺産分割協議を成立させたが、後から別の銀行の通帳が見つかり、実際は全部で4000万円あることが判明した。この場合、錯誤による遺産分割協議の取り消しが認められるのか（ただし、相続欠格などは考慮しないものとする）。

【回答】 認められる場合がある。

錯誤取り消しが認められるためには、当該錯誤が「要素の錯誤」であること、および表意者に「重大な過失」がないことが必要だ。

「要素の錯誤」があると認められるためには、①表意者が、当該錯誤がなければ法律行為をしなかったと認められ、かつ②一般的に見ても当該錯誤がなければ法律行為をしなかっただろうと認められる状況が必要となる。

例えば、今回の遺産分割協議が「3000万円の預金をキシリアさん・ドズルさん・ガルマさんが500万円ずつ相続し、1500万円をギレンさんが相続する」といった内容であれば、遺産分割協議後に新たに遺産が見つかった場合と同様に考えればこと足りる。

残りの1000万円について新たに分割協議を行うだけなので、上記①が認められず、要素の錯誤には該当しないと考えられる。

一方、今回の遺産分割協議が「預金はキシリアさん・ドズルさん・ガルマさんが500万円ずつ相続し、ギレンさんが残り全部を相続する」といった内容の場合は、事情が異なる。

預金が4000万円であることにより、ギレンさんが相続する預金は1500万円ではなく2500万円となってしまう。

ギレンさん以外の3人は預金4000万円であると分かっていれば、この内容の分割協議は行なっていないと考えられる。

この場合、要素の錯誤が認められ、錯誤による遺産分割協議の取り消しが認められる可能性が高くなる。

■世戸孝司弁護士コメント

民法改正（20年4月1日施行）により、錯誤の規定（民法95条）も変わった。

主な改正点は、①表示上の錯誤（決定された意思と表示されたものとの間に齟齬があること）と動機の錯誤（決定された意思と表示されたものと間に齟齬はないがその意思を決定するに至るまでの原因・動機・目的の段階で誤解があること）の要件を分けて記載したこと②表意者が重過失の場合は原則として表意者は錯誤を原因とする取り消しの主張はできないが、当該錯誤に基づく意思表示の相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかった場合や、その相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときには、表意者は錯誤を原因とする取り消しの主張ができるとしたこと③錯誤の効果を無効から取り消すことができるとしたこと。以上の3点となる。

（鎌倉鑑定　小林雅裕）